

(2) 生徒心得

第1章 服装・校内生活

- 1 服装髪型については特に指定しないが、身だしなみを整える。
- 2 上履きは学校が定めたものをはく。
- 3 自分の持ち物には必ず名前を書いて、自分で管理する。
- 4 勤務と学業の両立に心がけ、遅刻・欠席のないようにする。
- 5 登校後は校外に出てはならない。外出の必要がある時は担任の許可を得る。
- 6 学校の物を大切に扱う。もし、こわした時にはすぐに職員に届け出る。
場合によっては、こわした物を弁償する。
- 7 職員室へ出入りする際には挨拶をし、中に入ったら静かにして、勝手に椅子に掛けたり器具を使ったりしない。なお、会議中・考査期間及びその一週間前は立ち入らない。特に職員に用事がある時には、入口で用件を済ませるようにする。
- 8 職員の洗面所を使用しない。
- 9 校舎・設備等は全日制と共有なのでトラブルが起きないように気をつけ、ホームルーム棟の1階・3階など定時制で使用していない場所には立ち入らない。
- 10 拾得物または紛失物のあった時は速やかに届け出る。

第2章 授業態度・座席

- 1 教科書・ノート・筆記用具を授業の前に用意しておく。
- 2 授業の始めと終わりに「起立」・「気をつけ」・「礼」をきちんと行う。
- 3 授業中は静かに授業を受け、先生や他の生徒のじゃまをしない。
- 4 授業中は、ガム・あめ・ジュース等を飲食したり、化粧道具等の授業に関係のない物は使ったりしない。
- 5 視聴覚室に全学年が集まる時には、学年毎に決められた場所に腰掛ける。また、解散の時には椅子をきちんと上げる。
- 6 授業中は携帯電話の電源は切っておき、呼び出し音が鳴らないようにしておく。

第3章 欠席等の連絡

- 1 欠席しなければならないことが明らかな場合は、事前に担任に届け出る。
- 2 急用などで欠席する場合には、伝言・電話などで担任に連絡をする。
- 3 やむを得ず遅刻した場合には、その時間の終わりに教科担任にその理由を申し出る。
- 4 やむを得ず早退する場合には、担任に許可を得る。急な場合には、随時職員の許可を得る。

第4章 登下校の交通手段

- 1 通学には、原則として公共交通機関を利用する。ただし、使用許可願が出され、その必要と安全が確認された場合は、原動機付自転車または普通自動車に限って許可する。なお、原動機付自転車及び普通自動車の通学使用については、別に定める。
- 2 通学に使用を許可された車両は登下校にのみ用い、休み時間などに遊びで乗らない。なお、目的外・整備不良車の使用者は、使用許可を取り消すことがある。
- 3 自転車・原動機付自転車・普通自動車は定められた場所にきちんと置き、他の者のじゃまにならないようにする。また、鍵は必ずかける。

第5章 給食

- 1 給食はセルフサービスなので、自分で運び、食べ終わったら自分で片づける。牛乳等は給食室から持ち出さない。
- 2 給食は平常の授業時には、6時05分から6時30分までに給食室で食べる。学校行事の都合であらかじめ指示した場合を除き、授業が早く終わった場合でも、定められた時間以外に食べることはできない。

第6章 連絡・掲示

- 1 各教室の定時制掲示板に毎日注意し、学校生活に支障をきたさないようにする。
- 2 生徒が掲示を出す時には、係の職員の指導に従って行う。
- 3 掲示物を勝手にはがしたり、破ったり、汚したりしない。

第7章 日常生活

- 1 学校から家庭への連絡書類は、必ず保護者に渡す。
- 2 下校の際は、校門前等でたむろしたり、寄り道などをしたりしないですみやかに帰宅する。
- 3 社会生活においても本校の生徒としての自覚と責任をもった行動をとる。
- 4 夜10時30分以後は、やむを得ない理由で家人が認める場合以外は、外出しない。
- 5 20歳未満の飲酒・喫煙は禁止する。20歳以上であっても、他の生徒と共にいる時や学校の教育活動の時は、一切禁止する。
- 6 生徒間での物品の売買はしない。
- 7 ストーブの使用については、別に定める。

(4) 原動機付自転車や普通自動車による通学について

本校では、仕事との両立をしやすいようにするため、本人と保護者の責任において、原動機付自転車および普通自動車の通学を特別に認めています。通学に原動機付自転車または普通自動車の使用を希望する場合は、下記の手続きをしなければなりません。

原動機付自転車の場合	普通自動車の場合
<p>●通学に使う原動機付自転車や強制保険が決まったら、 <u>原動機付自転車使用許可願</u>を担任の先生に提出します。</p> <p>↓</p> <p>生活指導担当（担任）の先生から、 <u>原動機付自転車使用許可書</u>を受け取ります。</p> <p>↓</p> <p>●原動機付自転車で通学することができます。</p> <p>*手続きが終了するまで 乗用してはいけません。</p>	<p>●通学に使う普通自動車や保険が決まったら、 <u>普通自動車使用許可願</u>を担任の先生に提出します。</p> <p>↓</p> <p>生活指導担当（担任）の先生から、 <u>普通自動車使用許可書</u>を受け取ります。</p> <p>↓</p> <p>●普通自動車で通学することができます。</p> <p>*手続きが終了するまで 乗用してはいけません。</p>

手続きをしなかったり、許可されていない車両で登校したり、校内で乱暴な運転をした場合などは、特別な指導を行います。保護者の方も十分にご理解ください。

(3) ストープの使用について

ストーブの使い方

- 1 授業が始まる前に、ストーブを点火してください。
- 2 放課後および移動教室などで教室を移動するときは、消火してください。
- 3 授業が始まる前に灯油の量を確認し、不足しそうな場合は、灯油倉庫からポリタンクで灯油を運んで給油し、ポリタンクは倉庫に戻してください。
- 4 ストープ周りは清潔に保ってください。